

外国医師診療所

(臨床修練診療所確保事業 平成27年7月15日 特区法第24条の2)

規制改革の内容

特例措置前

外国医師等が臨床修練を行うことができる診療所は、臨床修練指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所に限定



特例措置

適切な指導医が確保されており、かつ、国際交流に主体的に取り組む診療所であれば、診療所が単独で臨床修練を行うことができる



効果

外国医師等の受入れ促進により、医療分野の国際交流の進展に寄与

規制改革の概要

通常

厚生労働大臣の指定した臨床修練指定病院



緊密な連携体制が確保された診療所に限定

連携



外国医師

特例措置

診療所単独での臨床修練が可能

✓ 適切な指導医の確保



指導医

✓ 国際交流に主体的に取り組む診療所



外国医師